

# 服部霊園納骨堂の納骨手続き

2018年3月17日更新

常任責任役員会（担当：畑 直樹）

1. 教団指定の骨壺（直径 8cm）は、教団事務局にご連絡ください。（実費 220 円）
  2. 下記の書類を「MB 教団事務局」から、書留または簡易書留で郵送してもらう。
    - (1) 納骨書類（「大阪市設霊園使用許可書」）
    - (2) 埋蔵届（宗教法人 大阪クリスチャンミッション 代表役員 中野卿代 捺印済み）
- ※ 可能な限り、eメールで手続きが進められるようご協力願います。
3. 埋蔵届の「使用者」欄の「死亡者との続柄」のところに、「信徒」もしくは「信徒家族」と記し、「死亡者」の欄に必要な事項を記入する。
    - \* 「信徒家族」とは、教会員の家族のこと。原則として、一親等、配偶者。
  4. 「納骨書類」と「埋蔵届」、そして、「死体埋葬火葬許可書」を服部霊園の霊園事務所に提出し、手続きをする。（所要時間5分程度）

霊園事務所（月曜定休。8:30 a m－4:30 p m）  
〒561-0863 大阪府豊中市広田町1丁目1番 Tel. 06-6854-3000

骨壺に、氏名と召天年月日(西暦)を油性マジックで書く。骨壺の中にも和紙か葉書片に墨(顔料インク)で書いて入れる。（壺の外のマジックが消えても中の墨字は消えない）  
納骨と同時に、納骨堂内の教会別棚に常備の納骨者名簿に記入し、所属教会の同名簿にも記入。
  5. 「納骨書類」を「MB 教団事務局」に書留または、簡易書留にて返却する。

(2018年8月1日から)

〒563-0032 大阪府池田市石橋2丁目17-10-B

※返却の際は教団事務局から送付した切手代と同額の切手を同封いただきますようお願いいたします。  
(書留速達で送付された場合は 840 円)
  6. MB 教団事務所に、遺族からの「納骨献金」を収める。（一体につき 2 万円以上）

<その他>

- (1) 「日本MB教団 諸規定・他」の「納骨堂・遺骨埋葬墓利用管理規定」にも大切なことが記されているので、必ず参照して下さい。
- (2) その他、納骨堂に関する質問などは、常責の担当責任役員にお問い合わせ下さい。
- (3) 参考までに、遺族の方への埋葬の書類（確認用）として、納骨書類の表紙（「大阪市設霊園使用許可書」と、埋葬者の名前が記入されたページをコピーしたもの（計2ページ）に教会住所の印鑑を押して、遺族に渡している教会もあります。

（服部霊園のMB教団の納骨堂の場所【使用場所：第3区4番地（ト）61～90号】が明示されているため。）
- (4) 納骨堂の入り口の鉄の蓋（スライド式）は、改修工事後とても滑りやすくなっていますので、必ずストッパー・ボルトを差し込んだ上で出入りして下さい。
- (5) 「死体埋葬火葬許可書」を紛失した場合は、5年以内なら大阪市の斎場であれば再発行してくれる。それ以前であれば、除籍抄本で代用可。（詳細は霊園事務所へ）

以上